

第13 司法修習委員会規則

(昭和24年12月3日規則第4号)

改正 昭和28年6月20日, 昭和34年7月18日, 昭和37年4月21日, 昭和41年1月17日, 昭和59年11月22日, 平成3年7月19日, 平成5年7月16日, 平成10年4月17日, 平成16年12月18日, 平成23年1月20日

第1条 日本弁護士連合会司法修習委員会(以下「委員会」という。)は、70人以内の委員をもつて組織する。

第2条 委員会に委員長及び副委員長12人以内を置く。

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるときは又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第4条 委員会は、委員長が招集する。

第5条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)は、弁護士会から修習中の司法修習生に罷免、修習の停止又は戒告の事由があると認める旨の通知を受けたときは、委員会にその事案の審査を請求することができる。

2 委員会は、前項の事案の審査を終えたときは、速やかに、書面をもつてその結果を連合会に報告しなければならない。

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員の1人又は数人に命じて、弁護士会における司法修習生の修習に関する調査及び資料の収集・整理等をさせることができる。

2 委員会は、必要があるときは、会長の同意を得て、委員以外の者を幹事として委嘱し、前項の調査等をさせることができる。

3 委員会は、特別の必要があるときは、会長の同意を得て、第1項の調査等を委員及び幹事以外の弁護士に委嘱して、その協力を求めることができる。

第8条 委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員2人以上がこれに署名押印して連合会に保存するものとする。

第9条 委員長、副委員長、委員、幹事及び連合会の職員は、委員会の議事に関し職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様である。